

令和4年矢板市議会定例会

第377回定例会議

議 案 書

令和4年6月

矢 板 市

令和4年矢板市議会定例会第377回定例会議提出議案

- 議案第 1 号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第1号）・・・P 1
- 議案第 2 号 矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について・・・P 2
- 議案第 3 号 矢板市市税条例等の一部改正について・・・P 6
- 議案第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・・P32
- 議案第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・P33
- て
- 議案第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・P34
- て

議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第 2 号

矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につ
いて

矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のように定める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年矢板市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録申請)</p> <p>第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添え、市長が定める書面により自ら市長に登録の申請をしなければならない。</p>	<p>(登録申請)</p> <p>第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添え、市長が定める書面により自ら市長に登録の申請をしなければならない。<u>この場合において、登録を申請する書面に押印すべき登録申請者の印鑑は、矢板市印鑑条例（昭和51年矢板市条例第19号）により登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。</u></p>

(登録)

第4条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、矢板市印鑑条例(昭和51年矢板市条例第19号)第4条の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項_____と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。

(認可地縁団体印鑑の登録の廃止)

第8条 略

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、市長が定める書面により

(登録)

第4条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、矢板市印鑑条例_____第4条の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。

(認可地縁団体印鑑の登録の廃止)

第8条 略

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、市長が定める書面に個人印

_____直ちに認可地縁団体印鑑 の廃止を申請しなければならない。 3 略	鑑を押印し、直ちに認可地縁団体印鑑 の廃止を申請しなければならない。 3 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

矢板市市税条例等の一部改正について

矢板市市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年6月3日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市市税条例等の一部を改正する条例

(矢板市市税条例の一部改正)

第1条 矢板市市税条例(昭和30年矢板市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付<u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付_____</p> <p>_____を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 前項の規定は、前年分の所得税に係</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 前項の規定は、特定配当等に係る所</p>

第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみ

5 略

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

なされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の
控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、
第33条第4項に規定する確定申告書
_____に記載した特定配当等に係る所
得の金額の計算の基礎となつた特定配
当等の額について法第2章第1節第5
款の規定により配当割額を課された場
合又は同条第6項に規定する確定申告
書_____に記載した特定
株式等譲渡所得金額に係る所得の金額
の計算の基礎となつた特定株式等譲渡
所得金額について同節第6款の規定に
より株式等譲渡所得割額を課された場
合には、当該配当割額又は当該株式等
譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た

(1) 第36条の2第1項の規定による
申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確
定申告書（同項の規定により前号に
掲げる申告書が提出されたものとみ
なされる場合における当該確定申告
書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の
控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、
第33条第4項に規定する特定配当等
申告書に記載した特定配当等に係る所
得の金額の計算の基礎となつた特定配
当等の額について法第2章第1節第5
款の規定により配当割額を課された場
合又は同条第6項に規定する特定株式
等譲渡所得金額申告書に記載した特定
株式等譲渡所得金額に係る所得の金額
の計算の基礎となつた特定株式等譲渡
所得金額について同節第6款の規定に
より株式等譲渡所得割額を課された場
合には、当該配当割額又は当該株式等
譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た

金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項

金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税 _____ 若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項

又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。））で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、

又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者）に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、

法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条

法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

じ。)の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、

特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする

配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この

項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万

円以下であるものに限る。))をいう。

第2号において同じ。)又は扶養親族

(控除対象扶養親族であつて退職手当

(2)・(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、

_____ 扶養親族

(控除対象扶養親族_____

等に係る所得を有しない者を除く。)

を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に

_____を除く。)

を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2)・(3) 略

2～5 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳_____の閲覧_____

代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。) をする場合には、手数料を徴収することができる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)については、手数料を徴収することができる。

附 則

第4条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第4

_____ をする場合には、手数料を徴収することができる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書_____ の交付_____ については、手数料を徴収することができる。

附 則

第4条の4の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第4

1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は平成 2 1 年から令和 7 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 3 4 条の 3 及び第 3 4 条の 5 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）

第 8 条の 2 略

2 法附則第 1 5 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 4とする。

3～1 8 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は平成 2 1 年から令和 3 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 3 4 条の 3 及び第 3 4 条の 5 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）

第 8 条の 2 略

2 法附則第 1 5 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3とする。

3～1 8 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第14条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

第14条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第3

_____の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

7条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいず

れも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同

じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが相当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の

適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第18条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の所得税に係る」同

条第4項に規定する確定申告書

_____にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____

_____であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」

適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第18条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同

条第4項に規定する条約適用配当等申告書

_____にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____

_____（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを

含む。）_____であつて、当該条約適用配当

等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税法及び地方税法の特例等に関する法律

（昭和44年法律第46号。以下「租税法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」

とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号

_____）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第315条の7第1項第3号に掲げる寄附金を

とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。

次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第315条の7第1項第3号に掲げる寄附金を

支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 矢板市市税条例の一部を改正する条例（令和3年矢板市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定を次のように改める。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、

特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする

配偶者(退職手当等(第53条の2に

規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万

円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族

(年齢16歳未満の者又は控除対象扶

養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者

(以下この条において「公的年金等受

給者」という。)で市内に住所を有す

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、

特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする

配偶者(退職手当等(第53条の2に

規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万

円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族

(_____控除対象扶

養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者

(以下この条において「公的年金等受

給者」という。)で市内に住所を有す

るものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2～5 略

るものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2～5 略

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 新条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税につ</p>	<p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分</p> <hr/> <p>_____は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税につ</p>

いては、なお従前の例による。

いては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中矢板市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第4条の4の2第1項、第15条の2第3項及び第23条の改正規定並びに同条例附則第24条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中矢板市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の8第1項及び第2項並びに第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第14条の3第2項、第18条の2第4項並びに第18条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（矢板市市税条例の一部を改正する条例（令和3年矢板市条例第18号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中矢板市市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の矢板市市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の矢板市市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の矢板市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の矢板市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の矢板市市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の矢板市市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第4号

固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年6月3日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]
氏 名 中 山 文 生
生年月日 [REDACTED]

議案第5号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年6月3日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 近 藤 一

生年月日 [REDACTED]

議案第6号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年6月3日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 豊 田 久仁子

生年月日 [REDACTED]